

社会福祉法人海光会

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人海光会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。なお、社会状況の変化により行政から特例等が示された場合はそれに付随して業務とみなし支給する。

- (1) 常勤役員等（祝祭日、正月、夏季を除く5日以上勤務の者。テレワーク、モバイルワーク等含む）については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、支給しない
- (3) 退職手当については、別表第2に定める算式による算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第21条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人海光会 旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員及び常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 非常勤役員および常勤役員等の報酬については、翌月末日までに銀行振込によって本人口座へ支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与第4条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1ヵ月以内に支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、出席等の事実が発生した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定に関わらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、すべて切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は2017年6月21日より施行する

附則 この規程は2018年6月12日より施行する

附則 この規程は2020年5月1日より施行する

附則 この規程は2024年9月1日より施行する

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	年俸
理事長	上限 1,000 万円

別表第2（常勤役員等の退職金算定式）

平均報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとする。但し、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

※勤続5年以上とし20年を限度とする。

別表第3（非常勤役員等の報酬）

内容	月額
賞与	支給無し

(1) 評議員

内容	日額
評議員会、入札立会いへの出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	

(2) 理事長

内容	日額
理事会等会議、入札立会いの出席	25,000 円
上記の他、監査等 法人及び施設業務	

(3) 理事

内容	日額
理事会等会議、入札立会いの出席	20,000 円
上記の他、監査等 法人及び施設業務	

(4) 監事

内容	日額
理事会等会議、入札立会いの出席	20,000 円
上記の他、監査等 法人及び施設業務	